

第77回全国植樹祭奈良県実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、第77回全国植樹祭奈良県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第77回全国植樹祭（以下「全国植樹祭」という。）の開催に必要な事業を行い、本県の豊かな自然や歴史文化等の魅力を全国に発信するとともに、伝統的な育林技術と木工技術が一体となり発展した「木の文化」を後世に伝えること、及び森林と人との恒久的な共生を図るための取組を一層進める契機とすることを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 全国植樹祭の運営に必要な企画及び調整に関すること。
- (2) 関係する機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) 全国植樹祭の式典行事、植樹行事に関すること。
- (4) 全国植樹祭の招待者等への案内、宿泊、輸送等に関すること。
- (5) 全国植樹祭に係る広報、協賛及び各種募集に関すること。
- (6) その他、全国植樹祭の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、委員、監事及び参与（以下「委員等」という。）をもって組織する。

- 2 実行委員会には、委員のうちから会長及び副会長を置く。
- 3 委員等は、関係機関、関係団体、学識経験者等で組織し、別表1に掲げる役職にある者をもって充てる。

(委員等の職務)

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、会長が欠けたとき又は会長が特定の行為につき委任したときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。
- 4 監事は、会計の監査に当たる。
- 5 参与は、全国植樹祭の具体的な運営方法に関し、助言する。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、第16条の規定により実行委員会が解散する日までとする。

- 2 委員等は、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。ただし、学識経験者はこの限

りではない。

- 3 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬及び旅費については支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

- 2 前項ただし書の規定により旅費を支給する場合は、奈良県職員の例に準ずるものとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第8条 実行委員会に係る会議は、総会、専門委員会とする。

(総会)

第9条 総会は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに監事及び参与をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 全国植樹祭の企画及び運営の基本的事項に関すること。
 - (3) 事業計画、予算及び決算に関すること。
 - (4) 専門委員会に付託する事項に関すること。
 - (5) その他全国植樹祭の開催に関して重要な事項に関すること。
- 4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 5 総会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会に出席できない実行委員は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わることができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席した実行委員とみなす。
- 7 会長が必要と認める場合は、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、緊急を要し総会を招集することができないと認められる場合は、前条第4項各号に掲げる事項について専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

(専門委員会)

第11条 実行委員会に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、専門委員長及び専門委員（以下「専門委員等」という。）をもって組織する。
- 3 専門委員等は、関係機関、関係団体及び学識経験者等で構成し、会長が委嘱する。

- 4 専門委員等の任期は、会長が定める。
- 5 専門委員会は、専門委員長が招集し、その議長となる。
- 6 専門委員会は、総会から付託された専門的事項について調査及び審議する。
- 7 専門委員会は、前項に掲げる事項について会長に報告する。
- 8 前7項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 事務局

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するために、第77回全国植樹祭奈良県実行委員会事務局(以下「事務局」という。)を奈良県環境森林部内に置く。

- 2 事務局に、事務局長を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、この会則に定めるもののほか、会長が別に定める。

第5章 経費及び会計

(経費)

第13条 実行委員会の事業に必要な経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第14条 実行委員会の事業計画及び収支予算は事務局長が編成し、総会の承認を得なければならない。

- 2 実行委員会の収支決算は事務局長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、奈良県の例に準ずるものとする。

第6章 解散

(解散)

第16条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときには、総会の議決をもって解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、奈良県に帰属するものとする。

第7章 補則

(補則)

第17条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和6年11月19日から施行する。
- 2 実行委員会設立当初の会計年度は、第15条第1項の規定にかかわらず、実行委員会の設立の日から令和7年3月31日までとする。
- 3 総会の開催に係る事務的な経費等、会長がやむを得ず必要と認めた経費については、実行委員会総会による予算の議決前に支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費は収支予算案に含めるものとする。

別表1（第4条関係）【実行委員会】

職名	区分	所属	役職
会長	県	奈良県	知事
副会長	開催地	奈良市	市長
	県議会	奈良県議会	議長
	県	奈良県	副知事
委員	県議会	奈良県議会経済労働委員会	委員長
	国	林野庁近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所	所長
		環境省近畿地方環境事務所	所長
		国土交通省近畿地方整備局	局長
		文化庁文化財第二課	課長
	市町村	奈良県市長会	会長
		奈良県町村会	会長
	学識経験者	奈良女子大学研究院	教授
		奈良県立大学	教授
	林業・緑化	奈良県森林組合連合会	代表理事会長
		奈良県木材協同組合連合会	理事長
		奈良県花き植木農業協同組合	代表理事組合長
		奈良県山林種苗協同組合	会長
		奈良県林業研究グループ連絡協議会	会長
		公益財団法人奈良県緑化推進協会	常務理事
	農業・漁業	奈良県農業協同組合中央会	会長
		奈良県漁業協同組合連合会	代表理事会長
	観光・宿泊・輸送	奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合	理事長
		西日本旅客鉄道株式会社阪奈支社	支社長
		近畿日本鉄道株式会社	代表取締役社長
		公益社団法人奈良県バス協会	会長
		一般財団法人奈良県ビクターズビューロー	専務理事
	産業・経済	奈良県商工会議所連合会	会長
		奈良県商工会連合会	会長
		奈良県中小企業団体中央会	会長
		一般社団法人奈良県建築士会	会長
	福祉・教育・環境他	社会福祉法人奈良県社会福祉協議会	常務理事
		奈良県小学校長会	会長
		奈良県中学校長会	会長
		奈良県高等学校長協会	会長
		奈良県私立小学校長会	会長
		奈良県私立中学高等学校連合会	会長
		奈良県特別支援学校長会	会長
県	奈良県知事公室	公室長	
	奈良県地域創造部	部長	
	奈良県環境森林部	部長	

		奈良県産業部	部長
		奈良県観光局	局長
		奈良県食農部	部長
		奈良県まちづくり推進局	局長
		奈良県教育委員会	教育長
		奈良県警察本部	本部長
監事	県	奈良県	会計局長
	開催地	奈良市	会計管理者
参与	報道	朝日新聞社奈良総局	総局長
		毎日新聞社奈良支局	支局長
		読売新聞社奈良支局	支局長
		産経新聞社奈良支局	支局長
		奈良新聞社	代表取締役社長
		共同通信社奈良支局	支局長
		時事通信社奈良支局	支局長
		日本経済新聞社奈良支局	支局長
		日本放送協会奈良放送局	局長
		奈良テレビ放送	代表取締役社長